

北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者を認定する業務についての実施方針

〔平成26年2月26日
アイヌ政策関係省庁連絡会議申合せ〕

1 経緯及び趣旨

平成19年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択等を契機に、内閣官房長官の下で有識者により取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」（平成21年7月）において、「アイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」こと、「アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居住する地域によって左右されるべきではない」との理念のもと、「アイヌの人々が、居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化復興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国の見地から必要な支援策を検討し実施していくことが求められる」とされた。

これを受けた「北海道外アイヌの生活実態調査作業部会報告」（平成23年6月）においては、北海道外に居住するアイヌの人々に対して全国の見地からの生活・教育面での支援策について、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれるとされた。

これらを受けて、内閣官房と関係省庁において、具体的な支援策が検討されるとともに、支援策の実施に当たって重要な前提となる、施策の対象者の認定について、慎重に検討することが平成25年9月のアイヌ政策推進会議で確認された。

同会議で確認された北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とした生活向上関連施策（以下「道外アイヌ施策」という。）の円滑な実施に当たっては、誤ってアイヌ以外の者を道外アイヌ施策の対象とするなど制度の信頼性を損なうことのないよう、対象となる者を認定することが必要であることから、施策の実施に関して基本となる事項を申し合わせる。

2 道外アイヌ施策の対象となる者

道外アイヌ施策の対象となる者は、上記の経緯及び趣旨に照らし、北海道の区域外に居住していることにより、北海道庁が実施する生活向上関連施策の対象とならない者であって、アイヌの血族（養子は一代限りとする）又は当該者（養子を除く）と婚姻により同一の生計を営んでいる者（以下「対象者」という。）とする。

3 対象者の認定方法

対象者の認定は、対象者を認定するための業務を実施する機関（以下「実

施機関」という。)が行うものとする。

実施機関は、対象者を認定するに当たり、有識者による第三者委員会を設置し、対象者認定の適切性について審査を行うとともに、必要に応じてアイヌの歴史や言語等の専門家へ意見聴取するなど、透明性・客観性・厳正性を確保するものとする。

4 実施機関の選定

実施機関の選定は、国土交通省が実施することとし、選定に当たっては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年採択)第33条第1項(先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己の帰属又は構成員を決定する権利を有する)を参照し、アイヌの人々が組織する団体が自主的に対象者を認定することを基本とする。

具体的には、平成25年9月11日、アイヌ政策推進会議に政策推進作業部会から報告された内容を踏まえ次の四点の留意事項に照らして実施機関を選定するものとする。

ア 実施機関はアイヌ民族に対する理解があること

イ 民族の構成員を民族自らが決定することは、民族政策の先進国では一般的であること

ウ 透明性・客観性のある手法が求められること

エ 実施機関はアイヌ民族政策に係る事務処理の経験があることが望ましいこと

実施機関として対象者の認定を行おうとする団体は、国土交通省に申請するものとする。実施機関に選定された団体は、対象者を認定するための実施規則を作成するものとし、実施機関と国土交通省は、当該実施規則に従い対象者を認定する業務が実施されることについて、合意書をもって合意するものとする。

なお、国土交通省は実施規則を作成するに当たっての準則をあらかじめ定めておくものとする。

附 則

この実施方針は、平成26年2月26日から施行する。